

秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定することについて

秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正により、議会の同意を得て任命する農業委員会の委員及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、制定するものであります。

秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、本市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 本市の農業委員会の委員の定数は、12名とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 本市の農地利用最適化推進委員の定数は、12名とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 秦野市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和42年秦野市条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間における選挙による委員の定数については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

4 秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

市長	秦野市農業委員会 委員選考委員会	農業委員会の委員の選考に関する こと。	5名以内
----	---------------------	------------------------	------

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第77号を第79号とし、第76号の次に次の2号を加える。

(77) 農地利用最適化推進委員

(78) 秦野市農業委員会委員選考委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第76号まで」を「前条第1号から第78号まで」に改め、同条第2項中「前条第77号」を「前条第79号」に改める。

別表第1に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 36,000円
秦野市農業委員会委員選考委員会の委員	日額 7,800円

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第76号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第77号」を「条例第1条第79号」に改める。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例制定の概要について

1 農業委員会等に関する法律改正の内容

(1) 農業委員会の業務の重点化

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進を、任意事務から必須事務に位置付ける。

(2) 農業委員会の委員の選出方法の変更

ア 市議会の同意を要件とする市長の任命制のみとする。

イ 原則として過半数を認定農業者とする。

ウ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上任命する。

エ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように、女性・青年も積極的に登用する。

オ 農業委員会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

(3) 農地利用最適化推進委員の新設

ア 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員会の委員とは別に、農地利用最適化推進委員を設置する。

イ 農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員は、密接に連携する。

ウ 農地利用最適化推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

エ 農地利用最適化推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

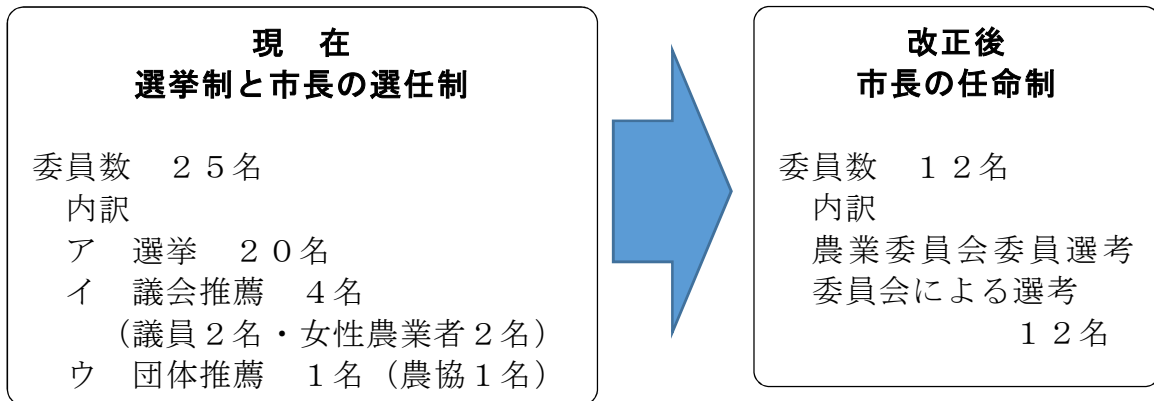
2 農業委員会の委員の定数について

委員の定数については、委員会を機動的に開催できるようにするため、現行の半数程度にすることとされ、この考え方にに基づき、上限が引き下げられました。上限については、農家数、農地面積等に応じ政令で定められており、本市の場合は次のとおりです。

改正前の上限	改正後の上限
30名	19名

※ 改正前の上限は、選挙委員の定数であり、この他に選任委員を7名程度加えた数が実質的な改正前の上限となります。

この方針に従い、現行の委員の約半数に相当する12名を新たな定数とするものです。



### 3 農地利用最適化推進委員の定数について

#### 農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

（農業委員会の推進委員の定数の基準）

第8条 法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数字（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）以下であることとする。

秦野市の市街化調整区域内の農地面積1,137ヘクタールを100で除して得た数字11.37を切り上げた12名とするものです。

### 4 農業委員会委員選考委員会の設置について

農業委員会の委員の選任に当たっては、省令において、「推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定員を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公平性及び透明性を確保するた

めに必要な措置を講じるように努めなければならない」とされています。

そのため、農業委員会の委員の候補者の選考に当たり、附属機関として「秦野市農業委員会委員選考委員会」（5名以内）を設置するものです。

5 農地利用最適化推進委員の報酬について

農業委員会の委員と同額の月額36,000円とするものです。

6 委員選出のイメージ図

